

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議事録（平成30年度第2回）

日時 平成30年7月25日（水）

午後2時から午後3時30分まで

会場 愛知県本庁舎 正庁

欠席 長谷川委員、渡邊委員、松村委員、齋藤委員

開会 高等学校教育課主査
教育長挨拶 愛知県教育委員会教育長
委員紹介 高等学校教育課長
議長挨拶
副議長挨拶

議長 それでは、諮問事項である「全日制単位制高等学校における入学者選抜について」の専門員会のまとめについて、専門員会議長から報告をお願いします。

専門員会議長 専門員会に付託された事項について、専門員会を2回開催し、慎重に検討を重ねた結果、専門員会としてのまとめを得たので、資料に基づいて報告する。
本会議からの付託事項は、次のとおりである。

I 付託事項（平成30年5月24日 協議会議より付託）
全日制単位制高等学校における入学者選抜について

専門員会の経過と協議の概要は、次のとおりである。

II 専門員会の経過と協議の概要
第1回 平成30年5月29日（火）
第2回 平成30年7月10日（火）
2回の専門員会を行い、慎重な協議の結果、「平成30年度公立高等学校入学者選抜方法協議会議専門員会まとめ」のとおり結論を得た。

それでは、専門員会での協議経過を報告した後、まとめの内容を読み上げながら、補足説明を行う。

まず、専門員会での協議経過の概要である。

第1回の専門員会では、本県で初めて設置する全日制単位制高等学校における入学者選抜について、諮問に至った経緯を踏まえて協議した。協議のはじめに、専門員から、本県が設置する全日制単位制高等学校はどのような学校をめざすのか、また、その設置時期はいつになる見込みか、という質問が出された。この質問に対し事務局からは、本県で設置する全日制単位制高等学校は、特別な事情のある生徒を含めて、多様な生徒のニーズに応え、より個性を伸ばすことのできる学校にしたいと考えていること、すでにある全日制高等学校を改編して、6クラスから8クラス程度の規模としたいこと、また、設置時期については、第2期の県立高等学校教育推進実施計画（以下、「第2期実施計画」とする。）で定める予定であることが示された。

専門員からは、どの学校を全日制単位制高等学校に改編するかをはじめとして、具体的な内容が決まっていない段階で、専門員会としてどこまで協議を進めてよいか、という質問が出され、これに対し事務局からは、本協議会議と並行して、「第2期実施計画」の策定を進めているので、今年度は、全日制単位制高等学校における入学者選抜の「大枠」について検討し、具体的な選抜方法については、「第2期実施計画」を踏まえ、次年度に協議することも可能であるという内容の説明があった。

したがって、今年度の専門員会では、全日制単位制高等学校における入学者選抜についての「大枠」を検討するとともに、制度を構築していく上で必要な「論点」の整理を行うこととした。

これらを踏まえて各専門員からは、全日制単位制高等学校における入学者選抜の考え方について、不登校の生徒にとって、進路選択の一つとなるような入学者選抜方法とする必要があることや受検生や保護者にとって分かりやすい制度とする必要があることに加え従来の発想にとらわれない、思い切った方法を打ち出してもよいとの意見が出された。

また、現行制度の範囲で、運用を工夫することによって対応が可能であるとする考え方では、一般選抜の枠組みの中で、不登校などの特別な事情によって調査書の評定が著しく低い生徒に対して、たとえば、「自己申告書A」の提出があれば、学力検査の得点で選抜するなどの方法が考えられるとの意見が出された。

さらに、新たな選抜を導入し、定員枠を設けて、特別な事情のある生徒を対象とする選抜を行うことも考えられ、その場合は、出願資格をどのように設定するかが重要になるとの意見が出された。

こうした意見を踏まえて、定員枠を設けて新たな選抜を導入するのか、あるいは、現行の一般選抜の中で、特別な事情のある生徒に配慮する方法を考えるのか、という2つの考え方のいずれを採るかという視点から協議してはどうかとの提案がなされた。

第2回の専門員会では、本県で設置する全日制単位制高等学校の特徴について、諮問事項にかかる資料によって改めて確認したのち、まずは、定員枠を設けて新たな選抜を導入する考え方について、協議した。各専門員から多くの意見が出され、全体としては、学校の募集人員の一部に定員枠を設け、新たな「特別選抜」を導入するという方向で協議が進んだ。

続いて、新たな「特別選抜」を制度化するにあたって検討が必要となる点について整理し、全日制単位制高等学校における入学者選抜のあり方について、本年度の専門員会としてのまとめを得た。

以上が、専門員会における協議の経過の概要である。

続いて、専門員会としての「まとめ」の内容について、実際に交わされた意見や協議の様子などを補足しながら説明する。

平成30年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議専門員会
まとめ

愛知県公立高等学校入学者選抜方法を、次のようにすることが望ましい。

全日制単位制高等学校においては、学校の募集人員の一部に定員枠を設けて特別選抜を実施する。

なお、以下の点については、第2期の県立高等学校教育推進実施計画を踏まえ、平成31年度の本協議会議において引き続き協議することとする。

まず、このことについて補足する。

定員枠を設けて新たな選抜を導入するという考え方に関して、高等学校の立場の専門員から、中学校時代に不登校であった生徒など特別な事情のある生徒を対象として、学力検査の負担などを軽減し、海外帰国生徒選抜や外国人生徒選抜のような「特別選抜」を実施してはどうか、という意見が出された。この意見に対して反対意見は特に出なかったため、「特別選抜」を導入する場合の課題などに協議の中心が移った。

従来的一般選抜の枠組みの中で特別な事情のある生徒に配慮する方法についても検討する中で、高等学校の立場の専門員から、評定を参考とはいえ扱うことになると、選抜のための提出資料等の取扱いが明確ではないため、受検生や保護者にとって、出願のメリットを理解しにくい制度となる可能性がある、という指摘がなされた。また、一般の生徒と同じ条件で順位付けを行うことから、全体の「公平性」を確保するために、配慮を受ける生徒の出願条件を厳しくせざるを得ず、その結果、配慮が必要な生徒の範囲が狭まってしまうという懸念も示された。

さらに、新しい選抜を導入するにあたり、受検生や保護者のみならず、進路指導をする中学校の先生や、選抜を行う高等学校の先生にとって、制度をわかりやすくすることが大切であると複数の専門員から指摘があった。

このように、定員枠を設けて、一般選抜に先立って合否判定を行う「特別選抜」の導入は、制度の「わかりやすさ」という点でも適切であるという意見が大勢を占めたので、全日制単位制高等学校において「特別選抜」を実施する方向で合意を得た。

現在、「第2期実施計画」の策定作業が進められており、この「第2期実施計画」の中で、どの高等学校を改編して全日制単位制高等学校とするか、また、設置の時期なども示されるとのことである。したがって、新たな「特別選抜」の制度化に向けて今後協議しなければならない事柄については、「第2期実施計画」の公表後、次年度の本協議会議において引き続き協議することとした。

定員枠について説明する。

1 定員枠

学校の募集人員に占める特別選抜の定員枠を何割程度とするか。

このことについて、補足する。

特別選抜の定員枠は、配慮の対象とする生徒を、学校の募集人員の何割程度まで受け入れるか、ということを示している。

複数の専門員から、全日制単位制高等学校における特別選抜の定員枠を何割程度とするかは、全日制単位制高等学校をどのような学校にしていくかということと密接に関わるとの指摘があった。

したがって、特別選抜の定員枠は、今後、「第2期実施計画」などで示される、本県の全日制単位制高等学校のビジョンを十分に踏まえて定める必要がある。

次に、出願資格についてである。

2 出願資格

特別選抜に出願することのできる条件をどのように設定するか。

このことについて、補足する。

特別選抜では、一般選抜の出願資格に加えて、対象となる生徒を限定するための条件が加わる。専門員会では、配慮されるべき生徒が出願できるよう適切に出願資格を定める必要がある、という意見が大勢を占めた。その中で、入学者選抜の「公平性」を意識して出願資格を厳しくすると、結果として志願者数が定員枠に届かず、特別選抜のねらいが十分実現できなくなる可能性がある、という意見が出された。一方で、幅広いニーズに応えるために出願要件を緩やかにすると、志願者が集中して、本来配慮すべき生徒が合格できなくなるおそれが生じる、との指摘もあった。

また、別の専門員からは、不登校生徒だけでなく、能力がありながら、特定分野に学習障害のある生徒も、全日制高校に進学して能力を伸ばすことができるという安心感がもてる制度になるとよい、という意見が出された。

一方で、欠席日数という数値で明確な基準を定めることができる不登校とは異なり、学習障害などの発達障害の場合は、何を基準として出願資格を定めるかが難しいという指摘もなされた。

次に、出願に要する書類についてである。

3 出願に要する書類

特別選抜の出願資格を満たすことを証明する書類として、どのような書類の提出を求めるか。

このことについて、補足する。

出願資格を満たしていることを証明するものとしてどのような書類の提出を求めるかは、入学者選抜の「公正」を保つ視点から重要である。受検生や中学校の負担にならず、かつ、出願資格を満たし

ていることが客観的に確認できる書類を定める必要があると考える。

次に、学力検査についてである。

4 学力検査について

特別選抜における学力検査の取り扱いをどのようにするか。

このことについて、補足する。

たとえば、「海外帰国生徒にかかる選抜」の場合は、一般選抜にもあわせて出願することになるので、受検生は5教科の学力検査を受けるが、特別選抜の合否判定の際には、国語・数学・英語の3教科のみが用いられる。

全日制単位制高等学校における特別選抜で学力検査の取り扱いをどうするかは、どのような生徒を対象とする選抜にするかという、出願資格の問題と一体的に検討される必要がある。

次に、面接についてである。

5 面接

特別選抜における面接の実施方法をどのようにするか。

このことについて、補足する。

面接については、「長期欠席者等にかかる選抜方法」や、定時制課程の「外国人生徒等にかかる受検上の配慮」では、個人面接としていることから、個人面接とするかを検討する必要があると考える。

次に、入学者の選抜についてである。

6 入学者の選抜

特別選抜における入学者の選抜（合否の判定）に際して、調査書をはじめとする資料をどのように取り扱うか。

このことについて、補足する。

入学者の選抜、合否の判定においては、「学力検査の成績」、「調査書の記載内容」、「面接の結果」などが資料として用いられる。

特別選抜の場合は、学力検査などに関して受検生の負担が軽減されているので、軽減措置に応じて得られた資料を用いることになる。たとえば、「4 学力検査」のところで触れたように、「海外帰国生徒にかかる選抜」では、学力検査の成績としては、国語・数学・英語の3教科のみの点数を資料とし、理科と社会の点数は用いない。

また、提出書類のうち最も大切な「調査書」については、合否判定の際に「評定」をどう取り扱うかが重要なポイントになると考えられる。

複数の専門員から、「評定」がどのように取り扱われるかは受検生や保護者にとっての関心事であり、全日制単位制高等学校における特別選抜を「わかりやすい」制度とするためにも、「調査書」の取扱いについては慎重に検討する必要があるという意見が出された。

以上、専門員会における協議の経過と、専門員会としての「まとめ」の内容について報告した。

議長

専門員会議長から報告のあった「専門員会まとめ」について、質問はあるか。

A委員

愛知県の公立高等学校入学者選抜において、特別選抜は実施されているのか。

高等学校教育課課長補佐

特別選抜としては、「海外帰国生徒にかかる入学者選抜」、「外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜」、「連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜」の3つを実施している。

「連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜」は、一般選抜よりも前の時期に実施している。「海外帰国生徒にかかる入学者選抜」と「外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜」は、一般選抜と同じ時期に実施している。

A委員

「第2期実施計画」の発表前に、全日制単位制高等学校について詳細が示されるのか。

高等学校教育課主幹

「第2期実施計画」については、本年度から委員会を立ち上げて検討していく。委員会において中間まとめを行い、その結果に基づき来年度の本協議会議で御協議いただく。

- B委員 来年度の協議会議は、今年度の本協議会議のまとめではなく、「第2期実施計画」の中間まとめにより、協議を進めていくということか。
- 高等学校教育課主幹 今回、協議していただいている内容は、選抜方法に関するものであり、「第2期実施計画」の中間まとめをうけても大勢が大きく変わることはないと考えている。「第2期実施計画」の中間まとめが大勢が変わるようなものとなった場合は、本協議会議で再度協議をお願いしたい。
- C委員 県内に6クラスから8クラスで3校ほど設置とのことだが、学校全体の1割から2割を特別選抜のクラスで、他のクラスは一般選抜のクラスといったクラス編成となるのか。
- 高等学校教育課主幹 クラス数や定員枠の割合は今後検討する。
- C委員 特別枠での入学生のみクラスを設定するのではなく、全てのクラスに特別枠での入学生が均等に在籍することとなるのか。
- 高等学校教育課主幹 全クラスに均等に在籍する方針である。
- B委員 学年制の学校へ進学したい生徒の希望する学校が減ることか。
- 高等学校教育課主幹 学年制の学校は減ることになるが、単位制の学校の設置については、多様なニーズに対応するものであり、全日制の高等学校が減るわけではない。
- D委員 中途退学者は特別選抜の対象となるのか。また、特別選抜の定員枠は募集人員の中におさめるのか。
- 高等学校教育課主幹 中途退学者を特別選抜の対象とするかは、今後検討する。また、年度途中からの転入学にも対応することを検討する。特別選抜の定員枠については、募集人員の中に設けることとする。
- E委員 専門員会でのまとめにもあるが、本県の全日制単位制高等学校の目指すべきところはある程度定まっているのか。

高等学校教育課主幹

本県の全日制単位制高等学校では、学年による教育課程の区分がない全日制の高等学校であること、生徒が幅広い選択科目から興味・関心や進路希望に応じて選択すること、3年間の習得単位数が卒業に必要な単位数を満たせば卒業が認められること、この3つが大きな柱となる。1年ごとの進級という考え方がなく、原級留置もない。さらには少人数によるきめ細かな指導もできるので、特別な事情を抱える生徒だけでなく、得意分野を磨くことで大学への進学を目指す生徒も含め、幅広いニーズに応えることを目指している学校が、本県における全日制単位制高等学校である。

A委員

全日制単位制高等学校のイメージがつかめていない。先ほど、説明があったような「幅広い多様なニーズに応える」というのを、本県の目指す全日制単位制高等学校のイメージとして認知しているのか。

高等学校教育課主幹

全日制単位制高等学校のイメージとして認識してもらってよい。それを前提としたうえで、「まとめ」をいただきたい。

高等学校教育課長

補足であるが、教員定数などは、予算とも深いかわりのあるものなので、全日制高等学校の詳細については、高等学校教育課のみで決定できるものではない。

A委員

今後、「第2期実施計画」の策定を進める委員会の中間まとめに基づいて、全日制単位制高等学校のイメージを具体的にして協議を進める必要がある。

議長

今回は「特別選抜」の大枠の検討と、その「特別選抜」を制度化するにあたって検討が必要となる点を整理するというのが議論の中心である。

専門員会議長

全日制単位制高等学校のあり方について、一部の能力が高いのだが学年制だからということで、進級が難しい生徒や、学習障害等の障害がある生徒のニーズにも応えていきたい、ということであった。これは、近年の政府の施策と生徒の実情を踏まえた方向性である。

F 委員 「募集人員の一部に特別選抜の枠を設けて」とあるが、この特別選抜とは、特別な事情を抱える生徒、もしくは得意分野を持つ生徒、という2つの面があるのだが、このどちらを対象としているのか。

高等学校教育課主幹 どちらも含んでいる。

F 委員 特定の教科は得意なのだが、ある教科は不得意な生徒には、学習障害等の障害のある場合もあれば、一定の教科が嫌いで学習をまったくしていない場合もある。学習したくてもできない生徒の可能性を伸ばすことはいいが、好き嫌いとは大きく違うので、特別選抜における「得意分野」という観点は、慎重に考えなければならない。

議長 重要な指摘である。

専門員会議長 全日制単位制高等学校は、文部科学省によると全国に180校以上ある。ひとりひとりの学習スタイルに応えることは必要であり、これまでは定時制を選択せざるを得なかった生徒が全日制を選択できることは非常に意義がある。

高等学校教育課長 全日制単位制高等学校を設置した際に、成績面で苦しんだり、様々な事情を抱えた生徒の学習機会を確保していくために「定員枠」を設けることで、生徒の学びを保障することができる。

G 委員 全日制単位制高等学校の形がまだ定まってない段階で、入学者選抜方法を決めていくのは時期が早いのではないか。2回目の専門員会で定員枠を設けることが、十分な議論もなく決まったと聞いている。

具体像が見えない高等学校の入学者選抜の協議ではなく、まずは平成29年度から実施している現行の入試制度について協議すべきである。高等学校では多忙化がますます進んでおり、入学者選抜事務が週休日に割り振られている。また、少人数学級にし、子どもひとりひとりをしっかり面倒をみるという観点からも、教員の負担が増えている状態である。

高等学校教育課長

県内に昼間定時制も複数設置され、様々な生徒のニーズに応じている。その中には例えば制服を着て昼間の学校に通いたいという生徒や保護者のニーズもある。これら様々なニーズに応える可能性を広げるのが全日制単位制高等学校の設置であり、その学校の入学者選抜方法についての協議をお願いしたい。

H委員

全日制単位制高等学校のイメージはつかみづらかったが、専門員会へ参加した方々からのご説明をいただき、どのような学校なのかが見えてきた。第1回の専門員会では、「入学者選抜のために、特別な枠を設けるのか、設けずに一般選抜のみとするのか」を議論し、第2回目の専門員会で「特別選抜の方法と定員枠」を検討し、本日に至っている。

I委員

専門員会の参加者からは、「対象とする生徒が安心して通い、次のステップを目指してほしい」、「他県では特別な事情を抱える生徒が、全日制単位制高校への進学を希望しなくなった」など、意見は様々あったと聞いており、今後も議論を継続することをお願いしたい。

J委員

特別選抜によって設ける定員枠は、保護者としては安心できる。進学希望者よりも、不登校生徒や特別な事情を抱えた生徒が対象となるだろう。そこで重要なのは、特別な事情を抱えた生徒への対応をどうするかである。手がかかるため、全日制単位制高等学校においても、教員数が多く必要となることは想定しなければならない。

G委員

発達障害等の障害のある生徒への対応は人手が必要である。入学者選抜方法を検討し、そういった生徒のニーズに応えるだけでなく、卒業までを見通しをもたなければならない。

B委員

「専門員会のまとめ」を本協議会議のまとめとするのは、時期尚早ではないか。

K委員

同じように考える。

G委員

今後も継続審議とし、慎重に進めてほしい。

高等学校教育課長

3点報告をする。

1点目は、海外帰国生徒にかかる入学者選抜についてである。すでに7月12日に記者発表したように、平成31年度から愛知県立刈谷北高等学校に国際教養科が設置される。そのため、刈谷北高等学校における海外帰国生徒選抜の実施学科を普通科から国際教養科とする。

2点目は、連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜、いわゆる連携型選抜についてである。連携型中高一貫教育の実績をもとに、平成31年度入学者選抜より、新たに愛知県立福江高等学校において連携型選抜を実施する。連携中学校である田原市立伊良湖岬中学校、田原市立福江中学校を平成31年3月に卒業見込みの者を対象とする。

3点目は、平成31年度入試の基本方針及び基本事項についてである。このことについては、8月上旬までには文書として「平成31年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項」を定め、受検生をはじめ関係教育機関に周知を図る予定である。

議長

事務局からの報告について、質問や意見等はあるか。

(特に発言なし)

議長

それでは、今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

高等学校教育課長

本年度の諮問事項については、本日いただいたした中間まとめを尊重し、後日、関係諸機関にお知らせしていく予定である。

なお、本日午後5時頃、県政記者クラブにおいて、本協議会議の概要について発表する。

議長

以上で本日の協議を終了する。

熱心な協議に感謝する。

教育長挨拶

愛知県教育委員会教育長

閉会

高等学校教育課主査